

公的研究費の事務処理に関する権限と責任

名古屋女子大学
名古屋女子大学短期大学部
令和4年4月1日改正

役 職 名	責 任 分 担 等	備 考
学 長	機関全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う (最高管理責任者)	
法 人 本 部 長	最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について、機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ (統括管理責任者)	
事 務 局 長	・事務部門における競争的資金等の運営・管理について、実質的な責任と権限を持つ (コンプライアンス推進責任者)	
学部長・部長 研究科長	・各学部における競争的資金等の運営・管理について、実質的な責任と権限を持つ (コンプライアンス推進責任者)	
学 科 長 課 室 の 長	・コンプライアンス推進責任者の指示を受け、コンプライアンス推進責任者を補佐する (コンプライアンス推進副責任者)	
被 交 付 者	1個又は1組が5万円未満の直接経費における物品購入について、業者の選定、見積書等の徴収及び発注を行う	
財 務 課 長	直接経費及び間接経費に係る支払業務責任者 (経費管理責任者)	
総務課担当職員	・1個又は1組が5万円以上の直接経費における物品購入について、被交付者に代わり業者の選定、見積書等の徴収及び発注を行う ・直接経費で購入する全ての納品検収を行う	・相談受付窓口